

東京都アルコール健康障害対策推進計画の概要

参考資料2

基本理念

- アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を実施
- 当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援
→ 実施に当たっては、アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行う

【計画期間：2019年度～2023年度】

取組の方向性

- 1 正しい知識の普及、及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 2 誰もが相談できる場と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 3 医療における質の向上と連携の促進
- 4 アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

取組を進める上での視点

- 1 飲酒に関する正しい知識についての普及啓発を行い、将来にわたるアルコール健康障害の発生を防ぐ
- 2 アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備

< 主な取組 >

1 教育の振興等	・学校教育、職場教育等の推進 ・アルコール健康障害等の正しい知識の普及啓発 等	6 相談支援等	・精神保健福祉センターや保健所での相談支援の実施 ・依存症相談拠点において人材育成や地域の連携体制強化の取組等を実施 等
2 不適切な飲酒の誘因の防止	・少年の飲酒行為に対する補導等の実施 ・事業者に対する年齢確認実施の周知の徹底 等	7 社会復帰の支援	・都民や企業等に対して普及啓発を実施 ・都民向けシンポジウムの開催 等
3 健康診断及び保健指導	・特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象とした研修の実施	8 民間団体の活動に対する支援	・自助グループの講演会等に講師を派遣する等、民間団体との連携を推進
4 アルコール健康障害に関する医療の充実等	・アルコール依存症の専門医療機関等の選定 ・医療機関向け研修の実施 等	9 人材の確保等	・相談支援を担う人材等を対象とした研修等を実施 ・自助グループの講演会等への講師の派遣 等
5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	・飲酒運転をした者に対するアルコール・スクリーニングテストの実施 等	10 調査研究の推進	・各種調査研究等の情報収集等を通じた、都内のアルコール健康障害に関する現状等を把握

推進体制・進行管理

区市町村や関係機関等との連携や、関係団体等で構成する会議体により、取組状況を共有・意見交換を図る等、東京都アルコール健康障害対策推進計画の取組みを着実に推進
【進行管理事務局：東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課】